

令和7年度 第3回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和7年6月10日（火）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
9番	柳生利幸	君	9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第11号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第13号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第7号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第8号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番大塚芳夫委員・6番吉田修夫委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第11号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第11号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は3件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は会社役員。農業従事者は本人と会社従業員2名、臨時雇用として1名の計4名。農作業従事期間は、本人及び会社従業員の2名はそれぞれ210日、臨時雇用は60日。作付作物はサツマイモです。

譲受人は農業経営のため耕作面積を増やしたく、譲渡人については譲受人の要望により、本申請に至ったとのことことです。

次に整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字石川地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は会社役員兼農業。農業従事者は本人、父及び祖母の3名。農作業従事期間は、本人160日、父150日、祖母250日となっています。育苗ハウスとして利用します。

譲受人は、経営規模拡大のためであり、譲渡人については、本申請に至ったとのことことです。

次に整理番号3番についてご説明いたします。

申請地は、大字君島地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は150日。作付予定作物は露地野菜です。

譲受人は、家庭菜園として畑の耕作面積を確保したく、譲渡人については、離農のため本申請に至ったとのことことです。

以上3案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番飯塚尚志委員、整理番号2番・3番を4番山崎翔子委員お願い致します。

3番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は管理休耕中の農地であったが、隣地境界については問題なく、周辺農地への影響もないと思われます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、

本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

4番： 整理番号2番について報告します。整理番号の2番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適切に行われています。境界についても問題なく、周辺の農地への影響もありません。譲受人は本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について報告します。整理番号の3番事務局の説明のとおりです。申請地は管理休耕中の農地で、管理は適切に行われています。境界についても問題なく、周辺の農地への影響もありません。譲受人は本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 整理番号1番から3番でご質問等ありますか。

8番： 整理番号2番に関して土地はいくらですか？

事務局： 1筆〇〇円です。

議長： 他に質問ありますか。これより議案第11号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

ます。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 続いて、議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、3件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、うずら野三丁目地内の畑1筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地に該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て、建築面積123.80㎡。造成計画については、30cm程度の盛土を行い、周囲は法面保護を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置し、オーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後都市排水路へ放流します。放流同意の確認もとれております。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。そのほか、本申請地へ入るためには、町の都市排水路をまたがらなければならないことから、町の都市整備課より進入用の橋をかける工事について、許可見込み有の通知も出ております。

その他書類等、不備は特にございませんでした。

次に整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字鈴木地内の現況地目が畑1筆、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

譲受人は、主に建設業及び不動産業を営んでいる法人で、本申請地隣地の地目が宅地のところで、土地造成工事を行う上で、作業員用の駐車場として4台分の駐車場を確保したく、本申請に至ったとのことことです。

また、隣地の宅地造成完了後についても、譲受人の事務所が本申請地から近く、社員用の駐車場が不足していることから、引き続き駐車場として使用する計画となっています。造成計画は、盛土及び切土等はせず現状のまま利用し、雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

次に整理番号3番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑4筆で、面積は計〇〇㎡。全体の計画面積としては、転用面積に元々公衆用道路だったところを今回払い下げて取得した〇〇㎡を加えた〇〇㎡となっています。農地区分は、農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、保育所を建設するとして、鉄骨造平屋建て1棟、建築面積943.23㎡。送迎用、来客用及び職員用駐車場として35台分1200㎡、園庭867㎡となっています。

造成計画は、70cm程度の盛土をし、周囲は土留め工事を行いメッシュフェンスで囲う計画となっています。また、メッシュフェンスの内側に緑地緩衝地を設けています。給水は公共上水道、雨水は敷地内に雨水貯留槽を設置し側溝へ放流します。汚水雑排水は公共下水道。資金は、自己資金及び補助金により賄います。補助金については、「令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金」を活用し、根拠として内示額を示した資料も添付されております。

他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましては、

周知の包蔵地に含まれておりません。

また、本案件については、転用面積が 3000 m²を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、審議会に諮ってまいります。

以上 3 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 7 番飯村正弘委員、整理番号 2 番を 1 番小松崎秀昭委員、整理番号 3 番を 2 番浅野周一委員お願い致します。

7 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、周辺の農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は利用可能な農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界については問題なく、土地利用計画内容からしても周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。
(挙手あり)

5 番： 整理番号 3 番について、わかる範囲で構わないのですが、事業計画・事業スケジュールはどうなっているのか。また、〇〇はどのような実績があるのですか。あと、阿見で 2 か所、今回ののが 3 か所目になりますが、町としての同意の判断はありますか。

事務局： 整理番号 3 番の保育所の建設についてですが、仮に許可が出ますとそこから工事が始まります。工事の完成が令和 8 年 2 月 2 8 日になります。そして、令和 8 年 4 月 1 日から保育所が始まります。町の同意に関してですが、こども未来課にも話はいつており、補助金に関して町の方も動いています。実績に関しては、つくば市に〇〇か所、つくばみらい市に〇〇か所、千葉県の印西市に〇〇か所の計〇〇か所すでに同じような保育施設を運営しています。

5 番： 募集人数は〇〇人ですか。

事務局： 現地調査のときは〇〇人とおっしゃっていたのですが、今回上がっている事業計画書の方には〇〇人となっています。

5 番： わかりました。

議 長： 他に質問はありますか。
(追加の質問なし。)

それでは議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第13号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 1 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　　今回は、2 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、大字福田地内。登記地目が田 1 筆、面積〇〇㎡。およそ 20 年前から荒廃し、現在は雑木が生えている等、原野化している土地になります。また、願出地に入るための進入路がなく、仮に復元したとしても継続的に耕作することが困難と見込まれます。地目変更のため、本願出に至ったとのこと。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は、大字飯倉地内。登記地目が畑 1 筆、面積〇〇㎡。現地は山林化しており、国土地理院の航空写真でも平成 11 年 5 月時点で、山林化していることが確認できました。地目変更のため、本願出に至ったとのこと。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：　　続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 3 番飯塚尚志委員、整理番号 2 番を 8 番島田辰男委員お願いいたします。

3 番：　　整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、進入路がなく、今後、耕作が物理的に不可能と思います。そのため、本申請については、非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8 番：　　整理番号 2 番について報告します。整理番号 2 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地は森林の様相を呈しており、農業用機械での整地ができない状態になっており物理的にも困難であるため、本申請の非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：　　これより質疑に入ります。(質問等なし)
これより、議案第 13 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について＞

議長：　　続いて、議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　　議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明します。

説明する前に、今回取下げがありましたのでご報告いたします。整理番号 38 番及び 39 番については、取下げとなりました。取下げ理由については、土地改良組合の賦課金に滞納があったことにより契約が成立しなかったためとなります。では、説明に入ります。

今回は 2 件の取下げを除き 52 件の計画となります。畑 44 筆〇〇㎡、田 77 筆〇〇㎡、計 121 筆〇〇㎡となっています。貸し手は 52 名、借り手は 9 名と法人 4 社の 13 者となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：　　これより質疑に入ります。(質問等なし)
これより、議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

＜報告事項＞

議長：　　これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 1 件です。
報告第 8 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 8 件です。
報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 8 件です。
阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 7 年 6 月 10 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局
お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

- ① 全国農業新聞普及推進申し合わせ決議
- ② 6 月 16 日実施の農業体験の案内及び出欠のとりまとめ
 - ・日時：6 月 16 日（月）9 時～12 時
 - ・場所：若栗圃場
 - ・予備日：6 月 20 日（金）
- ③ 太陽光条例の説明
- ④ 農業者年金について
農業者年金表彰状授与報告
農業者年金の説明
推進部長の決定
推進部長会議
 - ・日時：7 月 1 日（火）13 時～16 時
 - ・場所：市町村会館 1 階
- ⑤ 新任委員研修
 - ・7 月 18 日（金）13 時～15 時 25 分
 - ・場所：小美玉市小川文化センターアピオス大ホール
- ⑥ 茨城県農業会議から地域計画のアンケートの依頼
- ⑦ 現地調査及び総会の予定
7 月現地調査 7 月 8 日（火）当番委員 7 番 飯村正弘委員
当番委員 8 番 島田辰男委員
7 月定例総会 7 月 10 日（木）午後 3 時
- ⑧ 7 月町長との懇談会について
- ⑨ 農地の公売に関する情報提供

議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会
します。ご苦勞様でした。

午後 4 時 35 分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印